令和５年度十和田市移住・定住引越し支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市は、本市への定住の促進を図るため、十和田市移住・定住引越し支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、十和田市補助金等の交付に関する規則（平成17年十和田市規則第66号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

⑴　令和５年４月１日から令和６年３月31日までの間に青森県外から転入した者であること。

⑵　補助金の交付の申請をした日から１年以上継続して本市に居住する意思を有すること。

⑶　市区町村税に滞納がないこと。

⑷　本人又は同一の世帯に属する者の転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更により転入した者でないこと。ただし、所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により転入した場合であって、本市を生活の本拠とし、転入前の業務をテレワークにより引き続き行う場合を除く。

⑸　二親等以内の親族が経営する事業所への就業を理由に転入した者でないこと。

⑹　本人又は同一の世帯に属する者の通学等の理由により転入した者でないこと。

⑺　本人又は同一の世帯に属する者が、十和田市職員（十和田市職員定数条例（平成17年十和田市条例第29号）第２条に規定する職員）として採用されることにより転入したものでないこと。

⑻　十和田市暴力団排除条例（平成23年十和田市条例第39号）第２条第３号に規定する暴力団員でないこと。

（補助対象経費及び補助金の額）

第３条　補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表に定めるところによる。

２　補助金の交付の回数は、同一の世帯につき１回限りとする。

（補助金の交付の申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする者は、令和５年度十和田市移住・定住引越し支援事業補助金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて令和６年３月31日までに市長に提出しなければならない。

⑴　誓約書（様式第２号）

⑵　転入した者全員の続柄及び転入前の住所地が分かる住民票

⑶　補助対象経費の支払を証する書類の写し

⑷　市区町村税に滞納がないことを証する書類

⑸　債権者登録申請書（様式第３号。登録済みの場合を除く。）

⑹　就業証明書（様式第４号。転入前の業務をテレワークにより引き続き行う場合に限る。）

２　市長は、市が保有する前項第２号及び第４号に掲げる書類に関する情報を利用することについて申請者の同意があったときは、当該書類の提出を省略させることができる。

３　市長は、第１項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定し、補助金の交付を決定した場合にあっては補助金の額を確定し、令和５年度十和田市移住・定住引越し支援事業補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第５号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第５条　補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金を請求しようとするときは、令和５年度十和田市移住・定住引越し支援事業補助金交付請求書（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定の取消し）

第６条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

⑴　偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

⑵　この要綱に規定する要件を満たさなくなったとき。

⑶　この要綱の規定に違反したとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取消ししたときは、令和５年度十和田市移住・定住引越し支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第７号）により通知するものとする。

（転出の報告）

第７条　補助金の交付を受けた者が、補助金の交付の申請をした日から１年未満で転出する場合は、転出報告書（様式第８号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第８条　市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長がやむを得ないと認める場合を除き、令和５年度十和田市移住・定住引越し支援事業補助金返還命令書（様式第９号）により、当該各号に定める額の返還を命ずるものとする。

⑴　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき　補助金の全額

⑵　補助金の交付の申請をした日から１年未満で転出したとき　補助金の全額

⑶　前号に掲げるもののほか、市長が補助金の返還を相当と認めたとき　市長が定める額

（報告、実地調査等）

第９条　市長は、必要があると認めるときは、交付決定者等に報告を求め、又は現地調査等を行うことができる。

（居住の確認）

第10条　市長は、補助金の交付を受けた者の同意を得て、住民基本台帳により当該者の居住を確認することができる。

（適用除外）

第11条　この要綱の規定は、本人又は同一の世帯に属する者が就業する事業所から住宅に存する動産の移転の委託に係る経費の助成等を受け、又は受ける見込みであるものについては適用しない。

２　この要綱の規定は、本人又は同一の世帯に属する者が、十和田市職員（十和田市職員定数条例（平成17年十和田市条例第29号）第２条に規定する職員）として採用されることにより転入する場合には、適用しない。

（その他）

第12条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年４月24日から施行する。

別表（第３条関係）

<table>
<tr><th>補助対象経費</th><th>補助対象者</th><th>補助金の額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">転入前の住所地における住宅に存する動産の移転の委託に係る経費（消費税額を含む。）。ただし、十和田市結婚新生活支援事業補助金のうち、引越費用に関する交付の決定を受け、又は受ける見込みである場合は、その額を控除する。</td><td>若年者（令和５年４月１日時点において、40歳未満の者をいう。）又は子育て世帯（妊婦又は令和５年４月１日時点において、18歳未満の子（市に住民登録がある者に限る。）を有する世帯をいう。）</td><td>補助対象経費に３分の２を乗じて得た額又は100,000円のいずれか低い額以内。</td></tr>
<tr><td>上記以外の者又は世帯</td><td>補助対象経費に２分の１を乗じて得た額又は100,000円のいずれか低い額以内。</td></tr>
</table>

注　補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。